

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレートガバナンスの重要性につきましては十分に認識しており、経営は、高い倫理観・有言実行・迅速を第一義とするとともに、経営の透明性・公共性を高めるべく、法令遵守の強化と適時適切な情報開示に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの5項目の基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ジェット	2,172,400	34.00
石田 信文	467,200	7.31
山田 正義	268,600	4.20
石田 ゆかり	247,440	3.87
トーシングループ従業員持株会	164,289	2.57
ソフトバンクモバイル株式会社	144,000	2.25
山田 月子	80,000	1.25
三井住友信託銀行株式会社	72,000	1.12
萩原 雄二	50,700	0.79
株式会社オーレンジ	43,350	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無 ——

親会社の有無 なし

補足説明 [更新](#)

上記【大株主の状況】は、平成28年4月30日現在の数値でございます。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 4月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 8名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 6名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
阿曾 克彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿曾 克彦	○	株式会社東海デジタルホンの取締役でありましたが、既に退社してから13年以上経過していること、同社は同氏退職後に資本関係が変化しており、同氏が出身会社の意向に影響される立場ないと判断しております。	経営者としての豊富な経験等に基づき、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただき、当社の経営意思決定における健全性・透明性の確保を適切に遂行していただけるものと認識しております。 また現在では同氏が出身会社の意向に影響される立場にはないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4名

監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人(監査法人東海会計社)は、定期的に会合をもつなど緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施しております。

また、内部監査部門として内部監査室を設置し、専任スタッフを配置しております。業務監査、個人情報保護監査、内部統制独立部署評価等を実施しております。

監査役会及び監査役に選任スタッフは配置されておりませんが、内部監査室と必要な都度情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして、監査の効率を向上させております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
山本 秀樹	公認会計士												
鈴木 真司	弁護士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 秀樹		—	公認会計士及び税理士として幅広い知見を有しており、当社の決算や会計監査において専門的見地からの助言が出来る等、コーポレートガバナンス強化に寄与するものと判断したためであります。
鈴木 真司	○	—	弁護士として幅広い知見を有しており、専門知識を活かした事務執行指導や監査が、当社コンプライアンス体制及びコーポレートガバナンスの充実に寄与するものと考え、平成22年3月8日開催の取締役会において独立役員に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。定時株主総会における特別決議により、取締役、従業員に対して付与することを決議したものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2015年4月期における取締役及び監査役の報酬等の内容は以下のとおりであります。

取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 6名 138百万円

(うち社外取締役) (1) (0)

監査役 3名 3百万円

(うち社外監査役) (2) (1)

(注)取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

上記の内容は、事業報告及び有価証券報告書において開示しており、両報告書とも当社ホームページに掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役の報酬限度額は、平成8年2月28日開催の定時株主総会において年額400百万円以内(ただし、使用人分給与分は含まない。)と決議しております。

・監査役の報酬限度額は、平成8年2月28日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を含む監査役のサポート体制につきましては、総務部に事務局を設置しており、監査役会の招集事務は総務部総務課が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

取締役は社外取締役1名を含めた6名体制で構成されており、取締役会は月に1回以上定期的に開催しており、常勤、非常勤問わず、監査役も出席しております。なお、社外取締役は、取締役会の意思決定の客観性を確保するために当社と利益相反するおそれがなく、独立性を確保しております。

取締役の任期は1年とし、責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。

監査機能については、監査役3名(うち、社外監査役2名)で構成されているほか、内部監査室、会計監査人による業務・会計監査を行っております。

監査役の機能強化については、財務・会計に関する知見を有する社外監査役として公認会計士及び税理士である山本氏を選任しております。弁護士である鈴木氏は、当社との関係において一般株主と利益相反恐れが無く、又、経営陣から著しいコントロールを受けたり、経営陣に著しいコントロールを及ぼす事の無い独立性の高い社外監査役であり、平成22年3月8日の取締役会において独立役員に選任いたしました。

会計監査人の状況につきましては、当社の会計監査を執行した公認会計士2名(下記参照)及び補助者4名(公認会計士2名、その他2名(公認会計士試験合格者他))で監査業務を実施しております。

・代表社員 業務執行社員 棚橋 泰夫

・代表社員 業務執行社員 後藤 久貴

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「監査役会設置会社」の形態を採用しております。

情報通信業界、企業経営、財務、経理会計、法務等の専門的な見識を有する社外監査役が、内部監査室、監査法人と連携して監査を行う事により、業務の適正化を確保できる体制となっているため、「監査役会設置会社」の形態を採用しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

事業年度は5/1～4/30で、株主総会は7月下旬としております。

その他

当社ホームページに、招集通知発送日に招集通知全文を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書、期末報告書、中間報告書、株主総会の招集通知、他適時開示規則で開示が求められているものは、速やかに開示しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

総務部総務課がIR機能を担っております。なお、総務部総務課において事務補佐を行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

その他

当社は、金融商品取引法を始めとした関連法規や証券取引所の定める適時開示規則等に則り、適時、適正かつ公平な会社情報の開示に努めています。また、適時開示の基準に該当しない情報であっても、投資判断に影響を与えると判断した場合には、積極的に情報開示を行っています。なお、開示手段につきましては、TDnetのほか、当社ホームページに公開することで、投資家の皆様に広く浸透するよう努めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<基本的な考え方>

当社グループは、コンプライアンス及びリスク管理の観点から、内部統制システムの整備・充実を経営の重要課題と位置付け取り組んでおり、内部統制システムが実効性あるものとして機能するよう引き続き、以下の体制の整備・充実に努めています。

<整備状況>

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、各種会議の議事録等の文書及び電磁的記録は、関係規程ならびに法令に基づき担当部署及び責任者を定め、適切に保存及び管理する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

トーン・リスク管理委員会を設置する。この委員会はリスク管理を統括する組織として、個々のリスク(経営戦略、業務運営、環境、災害等のリスク)の責任部署を定めると共に、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制を確保する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び監査役で構成する取締役会を毎月開催して、重要事項について審議及び決定を行い、必要に応じ適宜開催する。また、執行役員制度を導入して業務執行の効率化を図る。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

次のコンプライアンス体制を構築する。

(1)当会社及びグループ各社は、取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「トーン行動指針」を定め、研修を実施し、実行化する。

(2)当会社及びグループ各社における、法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するためグループ従業員を対象とした「内部通報制度」として「トーン・アラーム」を設置する。

(3)適時適切な情報開示を確保するため、責任部署を定めて財務報告の正確性と信頼性の確保に取り組むほか、資金の流れや管理の体制を文書化する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ共通の基本理念と基本方針を制定し、関係会社管理規程を設定する。

内部監査室による継続的な業務の適正性及び運営状況を実地監査する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査室を設置して、監査役の要請があった場合は職務を補助するスタッフを配置する。監査役スタッフの人事評価及び任命は監査役会が行い、人事異動については常勤監査役の同意を得る。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)会社及びグループ各社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。

(2)会社及びグループ各社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行う恐れがあると考えられるときは、その旨。

(3)監査役(会)から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設置。監査役と緊密な連係を保ち、監査役に対し内部監査結果の報告を行う。

(2)代表取締役社長及び取締役との定期的会合・情報交換の開催。

(3)取締役は、監査役による重要な会議への出席及び重要文書の閲覧、子会社の実地監査等の監査活動に積極的に協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社は、取締役及び使用人が遵守すべき行動指針において、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって、業務を誠実かつ公正に遂行する事を表明しております。反社会的勢力や団体との関係は一切遮断し、不当要求に対しても毅然とした対応で臨み拒絶してまいります。

<反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況>

反社会的勢力に対して、いかなる不当要求に対しても毅然とした態度で臨み、取引関係を含む一切の関係を持たないことが必要であると考えております。

排除・回避するためのチェック体制として、総務部総務課において新規取引先と取引を行う際は業務フローを基にチェックを行い、反社会的勢力であるか否かの調査を行っております。又、反社会的勢力による不当要求の徹底的な排除のため、リスク管理委員会が主体となって警察への通報、顧問弁護士への相談を実施するなど、外部専門機関との連携を行うようにしております。

V その他

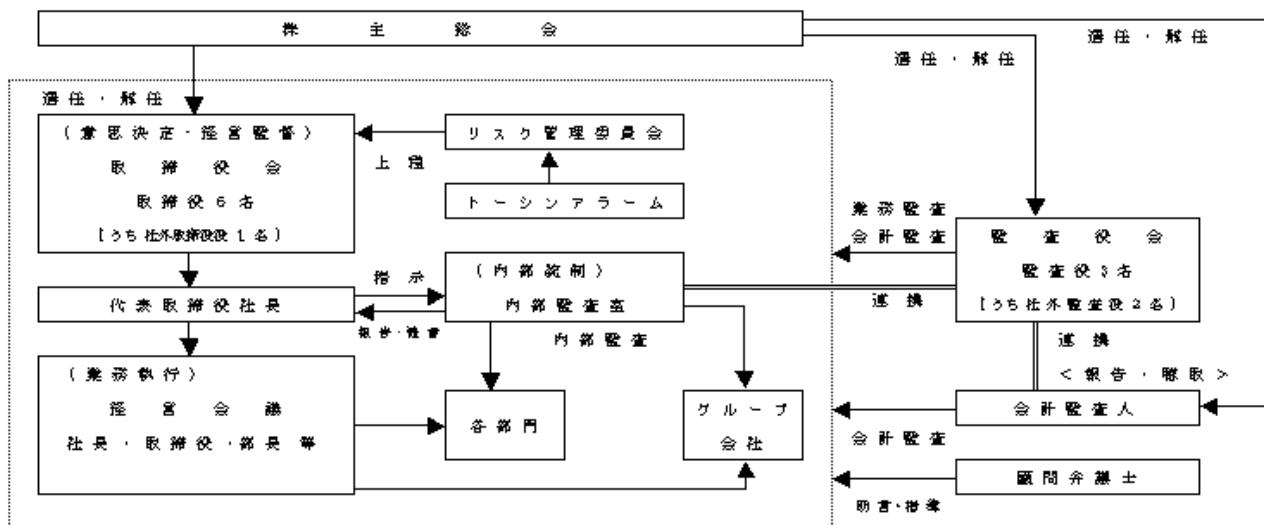
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】



適時開示体制の概要

